

「短期滞在」数次査証申請のための提出基本書類一覧表(5年間有効なUAE旅券所持者)

※5年有効なUAE旅券所持者で「短期滞在」の目的で日本へ入国を希望する方は、日本渡航前に当館で旅券の事前登録を行う、「アラブ首長国連邦国民に対する旅券の事前登録制」に基づくビザ免除制度を利用できます(数次3年有効、滞在期間30日)。滞在期間が30日以上90日以内の渡航を希望する方は、本頁の書類を準備し、ビザ申請をしてください。

渡航目的	<p style="text-align: center;">【査証申請人が準備するもの】</p> <p style="text-align: center;">※特に指定のないものは全て原本が必要です。</p>
	<p>①旅券(査証欄の余白が2頁以上あるもの) ②旅券コピー ③査証申請書 : 1通 ④写真(無背景、6ヶ月以内に撮影した鮮明なもの、糊貼付) : 1葉 ⑤航空便の予約確認書又は証明書 ⑥在職証明書 (所属企業から在職事実を証明するレター等) ※申請人が企業のオーナーまたは、共同経営者である場合は、トレーディングセントのコピーも提出が必要。 ※一定の経済力を有することの証明として、給与(月収又は年収を示す)を在職証明書内に明記すること。 明記が困難な場合は、申請人の銀行ステートメントコピー(直近の過去3ヶ月分)でも代用可。 ⑦国籍変更歴、改姓・改名歴のある方は、その事実が確認できる資料 ※過去に変更の事実がない場合には不要。 ⑧数次の渡航目的を説明する資料 ※所属企業又は申請人本人から今後の渡航予定について説明されているレター等。</p> <p>【家族全員(UAEに居住しているUAE国籍者)が申請人と同時に申請する場合の必要書類】</p> <p>①旅券(査証欄の余白が2頁以上あるもの) ②旅券コピー ③査証申請書 : 1通 ④写真(無背景、6ヶ月以内に撮影した鮮明なもの、糊貼付) : 1葉 ⑤航空便の予約確認書又は証明書 ⑥婚姻又は親子関係が確認できる書類(婚姻証明書、出生証明書等)</p> <p>【申請人とは別に家族(UAEに居住しているUAE国籍者)が申請する場合の必要書類】</p> <p>①旅券(査証欄の余白が2頁以上あるもの) ②旅券コピー ③査証申請書 : 1通 ④写真(無背景、6ヶ月以内に撮影した鮮明なもの、糊貼付) : 1葉 ⑤航空便の予約確認書又は証明書 ⑥婚姻又は親子関係が確認できる書類(婚姻証明書、出生証明書等) ⑦数次査証を申請している者(主たる生計者)の就業証明書 ⑧数次査証を申請している者(主たる生計者)の一定の経済力を有することの証明書 ※既に主たる生計者が数次査証を取得している場合には、同数次査証コピーの提出をもって上記⑦及び⑧は省略可能。</p>
>短期滞在 (日本において報酬を得ない、1回の滞在期間が90日を超えない以下の活動)	<p><2年間有効なUAE旅券をお持ちの方について></p> <p>1 「2年間有効なUAE旅券」とは2年間のみ有効な国籍欄の記載の無いUAE旅券のことであり、5年間有効なUAE旅券所持者と必要な書類や手続き等が異なります。該当する方は、「<u>短期滞在査証申請のための提出基本書類一覧表(2年間有効なUAE旅券所持者)</u>」をご参照ください。</p> <p>2 また、5年間有効な旅券を過去に所持し、その際に数次査証を取得された方は、2年旅券に変更の時点で有効期限が残っていても所持している数次査証は無効となりますので御注意ください。日本に渡航される際は、「<u>短期滞在査証申請のための提出基本書類一覧表(2年間有効なUAE旅券所持者)</u>」に示された必要資料及び数次査証が貼付されている旧旅券をお持ちの上、当館まで申請ください。</p>
○親族訪問:親族・姻族3親等以内の訪問	
○知人訪問	
○観光	
○商用:会議出席、・商用(業務連絡、商談、契約調印、アフターサービス、宣伝、市場調査)	

(注意) ①発行日が記載されている書類は、発行日後3ヶ月以内のもの、有効期限がある書類は、有効期限内のものを提出してください。
②上記書類以外に追加書類の提出をお願いする場合があります。
③審査の結果、数次査証ではなく一次査証となる場合があります。